在宅酸素濃縮装置及び携帯型酸素ボンベ賃貸借仕様書

1　本賃貸借は、別紙「在宅酸素療法申請書」を契約業者に提出し、業者が当該機器を設置場所に設置することにより開始されるものとする。

2　本賃貸借は、在宅患者のために行われるものであることを認識のうえ、患者が安全かつ、安心して使用できるよう適切に対応し、在宅療法の運用に支障をきたさないようにすること。

3　賃借する機種は、次のとおりとする。

酸素濃縮装置	・フィリップス製	3L・5L・7Lいずれか
医療用携帯酸素ボンベ	・フィリップス製	ボンベカート付
呼吸同調器	・フィリップス製	DS13またはDS20B
卓上型Sp02モニタ	・フィリップス製	モニタ本体及びセンサ用接続ケーブル

4　酸素吸入器の設置及び撤去については、病院の発行する「在宅酸素療法申請書」に従い実施するものとする。

5　酸素吸入器の設置及び撤去作業の終了後、「設置、撤去作業報告書」等により報告するものとする。

6　機器の設置にあたり患者及びその家族への取扱方法・注意事項及び緊急時の対応等の説明は懇切、丁寧に納得するまで行うものとする。

7　酸素吸入器に必要な酸素及び消耗品（カニューラ、マスク等）は、賃貸業者が供給するものとする。

8　緊急時のために予備の酸素ボンベを1本備えつけること。

9　賃借した機器は、24時間体制でバックアップするものとし、災害・停電等の非常時や機器に故障が生じた場合等、その対応は迅速かつ適正に行うものとする。

10　賃借した機器が正常に稼動するよう定期保守点検を実施するものとし、原則6月毎とする。これにかかる費用は賃貸業者の負担とする。

11　前項の定期保守点検の終了後、定期保守点検作業報告書等により結果を報告するものとする。

12　看護師・専門スタッフ等が定期的（月1回程度）に患者宅を訪問し、状況を確認し、病院と連携を取り合うこと。

13　装置の点検等でサービスマンを立ち入らせる場合は、必ず身分を明らかにできる証明書を携帯させるものとし、風紀、安全、衛生等に十分配慮するものであること。

14　賃借期間が1月に満たない場合、賃借料は日割計算することとし、円未満の端数は、患者1人分ごとに切り捨てるものとする。

15　医療用酸素ボンベは、高圧ガス保安法に掲げるものであるため医療用酸素の充填及び容器耐圧検査検査は、有資格者をもってこれにあたらせるものとする。

16　業者は、医療用酸素ボンベの設置にあたり、患者の安全のため常時予備ボンベを確保することとする。

17　本仕様書に記載されたことを実施するにあたり、賃貸借物件の使用者が常に安全で、的確に使用できるようにすることを最優先しなければならない。

18　本仕様書に記載のない事項については、当院の指示により実施するものとする。